

JA 越後さんとうをご利用いただく皆さまへ

現金、通帳、証書等のお預かりおよびご返戻の手続について

当組合をご利用いただく皆さまに、JA 事業を安心してご利用いただけるよう、JA 職員が現金や、通帳、証書等をお預かりする際は下記の取扱を行なっております。

①当組合の職員が、お客様のご自宅等を訪問し、現金、通帳、貯金証書、共済証書等をお預かりする場合は、必ず当組合所定の「受取書（またはお預り証等）」を必ず発行いたします。

※ 当組合所定の「受取書（またはお預り証等）」以外の名刺や、メモ等をお渡ししてお預りすることはありません。

※ いかなる場合にもご印鑑をお預かりすることはありません。

②「受取書（またはお預り証等）」は、現金や通帳等をお預かりしたことを証明する大切な証となりますので、記載内容や数量を確認し大切に保管ください。

③当組合の職員から返却された通帳や証書等、また当組合の職員がお届けした現金は、金額等に間違いがないかご確認をお願いいたします。

万一、現金や証書等のお届けまでの日数が遅れている場合や、上記お取扱いと相違があった場合は、お手数ですが最寄りの当組合窓口へお問い合わせください。